

調査・研修等計画届出書

令和3年2月22日

瀬戸市議会議長様

議員名 柴田利勝



政務活動として、下記のとおり調査・研修等を実施いたします。

記

期 日	令和 3 年 3 月 29 日から 31 日(2泊3日)	
調査先・研修名	地方議員研究会 講座	
会場名(会場所在地)	福岡市博多区駅東1-16-14 リファレンス駅東ビル	
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	あなたの街の自治体財政「見える化」研修①、② 議員の基本「財政比較分析の仕方」①、② 本市の財政政策で PDCA サイクルについて効果と改善についてと財政収支の見方、分析とその判断の仕方について学び、住民一人当たりのコストと全国的比較方法などを研究し、本市の状況を把握しながら今後に繋げたい。	
議長名の依頼	「要」・不要	依頼先(名称)
同行者名		

※行程表を添付してください。・

調査・研修等報告書

令和 3 年 4 月 1 日

瀬戸市議会議長 様

議員名 柴田利勝



政務活動として、下記のとおり調査・研修等を実施したので報告します。

記

期日	令和 3 年 3 月 29 日から 3 月 31 日まで (2 泊 3 日)
調査先・研修名	地方議員研究会（大阪市淀川区西宮原 2 丁目 6-639）
会場名（会場所在地）	リファレンス駅東ビル（福岡市博多区駅東 1-16-14）
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	あなたの街の自治体財政「見える化」研修①、② 議員の基本「財政比率分析の仕方」①、② 本市の予算決算について、財政上からどのような見方、読み方で予算を議決し、決算を承認するか考えながら特に過去の事例で判断してきたが、本来の財政上の問題について解っていないところがあった。 今回の研修を通じ何処まで理解できるか気になるところであったが、気を入れてチャレンジする事とした。
1、	

調査先の事業の現状・課題、研修で学んだこと・キーワード等

1、あなたの街の自治体財政「見える化」研修 1

地方議員研究会統括コンサルタント 川本達志 氏

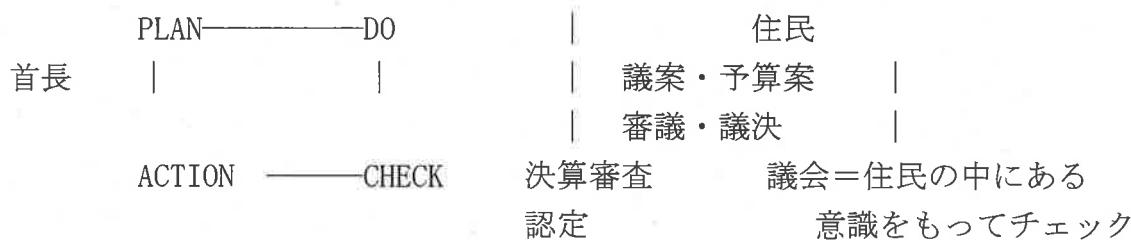
初めに、わが市の財政はどのようにになっているかを知る事、何が厳しいのか、客観的に評価する必要がある、市民サービスに還元された厳しさかどうか？行政は幅広い全てをわかる事は無い、質問も一つのセッションに対して、深く行っていくことである。財政中ではある程度ポイントをしっかりとしておく必要がある。

財政チェックの視点

- 1、持続可能な財政状況にあるか。（財政の健全性）事業の成果が上がっているか効果のところを見極めること。
- 2、事業の成果は上がっているか。改善すべきことはないか。
行政は健全的に行っているというが（PDCA、施策の効果と改善）将来の責任も持つ必要がある。
- 3、違法不当な収入・支出は無いか。（財務・財産管理・会計処理の適正性）貴重な財源の使途を審査する（計画と成果）

政策のマネージメントサイクル

役所内のマネージメントサイクル



質問するタイミングは限られている＝有効・的確な質問を
財政の見える化

- *財政情報は、首長、議員が共有しなければ、正しい課題意識を持てない。
同じ情報を持っていないければズレが生じる。
- *「見える化」ツールはあるので有効に活用する。－財政カード。知識を持つ必要
- *ツールを活用するには、ある程度の知識が必要。－HOW TOを持つ必要がある
財政知識を知って判断する——どのようにしていくか仕組みが無い。

財政健全性の判断

財政の健全性をチェックする資料は？作っている側も決裁する側もしっかり解っているかどうか。

法定資料は？

予算審査では予算書と

- 1、歳入歳出予算事項別明細書及び給与明細書
- 2、継続費についての調書
- 3、債務負担行為に関する調書
- 4、地方債に関する調書
- 5、その他必要な書類

財源、歳出はどうなっているの？=問う必要がある又は資料を要求する。

主要事業シート1枚の紙にまとめる（基礎資料）

予算は課題を聞いていく=執行部と共有しておく。

決算審査では決算書と

- 1、主要な施策と成果を説明する書類
- 2、歳入歳出決算事項別明細書
- 3、実質収支に関する調書
- 4、財産に関する調書

しかし、これらの資料からは財政の健全性は見えない？

財政の健全性についての議会報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律94号）

*健全化判断比率

地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

数値が基準以上でなければ、「健全」といえるのか？

コロナ等感染症、自然災害が常態化しつつある時代に、「健全」の意味も変わりつつあり、緊急時に対応可能な財政状況を維持する事が必要になっている。

財源と特定一般財源

一般財源=使途が特定されず自由に使うことの出来る財源

地方税（都市計画税を除く）、地方譲与税、ゴルフ場利用交付税、利子割交付金
地方交付税、地方特例交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、配当割交付金、交通安全対策特別交付金

特定財源=使途が特定されている財源

分担金・負担金、財産収入（土地は一般財源）、寄付金一ふるさと納税（一般と特定に分かれる）、手数料、国庫支出金、繰入金、その他

事務事業の財源=収入の分類

ハード（学校、道路、庁舎）事業の財源構成

*補助事業

一般財源（地方債の10%役割分担）、地方債（国庫支出金の90%）＝国庫支出金

*単独事業

一般財源（補助金が無いパターン）、地方債（世代負担といえる）

ソフト（人件費、扶助費、公債費、物件費等）

*補助事業

一般財源（将来の負担が無いもの）、国庫支出金＝特定財源＝コロナは国家

*単独事業

一般財源－特定財源（美術館、図書館、ホール等）

以上の事務事業費を支出の目的別に款項目節にまとめたのが予算

すべての財政指標・分析は、「一般財源」についてのもの。

予算編成は一般財源でコントロールされる

① 各部から各事業ごとに、見込むことの出来る国・県補助金と地方債を織り込んだ予算要求を受ける。

② 全ての要求が出そろったところで、国・県補助金の確実性、地方債の充当率を確認した上で総計する。

③ 歳入見込みの一般財源（経常一般財源と臨時一般財源の合計）と要求総計の一般財源を比較する。要求総計の一般財源が多いと予算が組めないので、要求項目を査定する。

④ 査定は義務的経費をまず固めて、一般財源の余裕額を出して、その他の事業（政策的経費）の査定（不要不急事業の洗い出し、重要事業の選定）を行う。

⑤ 一般財源を優先すべき事業の順に充当し、歳入見込み一般財源の額に達したところで予算を編成。

査定員＝枠を決めて各部局へ一その中で予算（各部局の責任）—総額予算要求

健全化判断比率だけでは財政の課題は見えない

夕張市の破綻は＝公共の過剰投資・失敗＝一般財源の不足－人口減少－高齢化
夕張市から学ぶこと

*執行部内で、事業選択が及ぼす財政への影響について議論されていない、あるいは誤った情報（例えば、自治体の借金は国の保証付きとか）によって議論された。市長は国からお金を持ってくるのが上手だった。

*財政状況についての正確な情報が公表されておらず、正しい客観的な判断を議会も市民もできなかった。

*議会が、市長任せにして、必要な資料を要求せず主体的な判断を示さなかった。

*歴代市長は、人口減少に対して、規模に見合った組織やサービスの見直しをしなかつたし、議会も放置した。

標準財政規模（すべての指標の基礎数値）

- *自治体の財政的規模を一般財源等の収入額で表したもの。
- *各種財政指標の基準になると、予算の規模感を持つため、覚えておくもの。
標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額 = 每年に入る自由に使える収入総額

実質公債費比率（3ヵ年平均）

(地方債の元利償還金) + 準元利償還金 - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額)

標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額

- 早期健全化比率 = 25% 財政再生基準 = 35%
(起債制限を受けるため一般的な公共事業が出来ない)
(なお、18.0%以上になると、起債が協議制から許可制になる)

準元利償還金

- *満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等賦課償還とした場合における1年あたりの元金償還金相当額
- *一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰り出し金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- *組合等への負担金・補助金のうち組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- *債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(PFI事業に係る委託料など)
- *一時借入金の利子

財政は借金も加えている一収支の差一黒字であっても借金も加算される

将来負担比率

将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込み額 + 地方債現在高に係る基準財政需要額)

標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額

早期健全化基準 = 市町村 350%、都道府県 400%

将来負担額

- *一般会計等の当該年度前年度末における地方債残高
- *債務負担行為に基づく支出予定額
- *一般会計等以外の会計の地方債の元金償還金に充てる一般会計等からの繰入見込み額
- *当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還額に充てる当該団体からの負担等見込み額
- *地方公共団体が設立した一定の負担額、そのものの為に債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・会計状況を勘案した一般会計の負担見込み額
- *退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込み額
- *連結実質赤字額

*組合等の連結実質赤字額のうち一般会計等の負担見込み額

財政状況の客観的な把握と分析が必要

*健全化判断比率は、国の指導又は管理を受けるかどうかの判断基準にしか過ぎない。これだけ見ていたのでは、手遅れになるかも。

夕張の様にならないように=議会が自らチェックできない団体については国が面倒みる制度

*議会としては、将来にわたって自立的にかつ弾力的に運営できる財政へ導くべく、自治体経営への監視と提言を行うべきだはないか。

*自治体としてコロナに対して行うべきことを行ったか。国の交付金だよりではなく、困ったときにそのことを行わないと、議会としても役目をつぶしているといえる。

財政状況の把握と分析

資料ー「決算カード」である。財政の基礎データーを一覧できる

—「財政状況資料集」 財政の基礎データーを詳細に確認できる。

類似団体との比較ができる。

今後公共施設老朽化比率などが追加される。

一般会計と普通会計

*普通会計・・地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計の他、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外の者の純計額。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

*地方公営事業会計・・地方公共団体の経営する水道・下水道・病院などの公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業、及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

*収支状況

歳入総計ー歳出総計＝歳入歳出差し引き＝翌年度に繰り越すべき財源ー実質収費ー前年度収費＝単年度収支

実質収費比率 = 実質収費

————— 一般的に3～5%が適正な範囲と言われる

標準財政規模

ただ、「積立金」支出を増やせば「実質収支額」は減収するので、下限が幾らが適当かの目安はあまり意味がない。

一方。過度にこの比率が大きくなることは、剰余金が多額に発生し、歳出の不用額が多額に生じた状況と言える。補正予算を編成して、その財源を有効に活用できた可能性があるということ。

実質的には、実質収支額と積立金の合計額がその年の余剰財源。

*臨時財政対策債

・地方の赤字債」（毎年度の経費で消費される）

- 将来、元利償還金相当額を後年度の基準財政需要額に算入される=本当に交付税と同じ?一地方交付税で埋め合わせするというが、交付税は増えない(人口が減ったら交付税も減る)将来の交付税の前借であるが、基本的に返済しなければならない。公の状況をどうしていくか?議員の仕事。

見える化—2

決算カード(瀬戸市のカード)で説明を受ける

- *充當する財源—性質別歳出=義務的経費(人件費、扶助費、公債費)、その他の経費(物件費、維持補修費、補助費、繰出金、投資出資金)
投資的経費(普通建設事情費、災害復旧費)

- *事業の財源となる一般財源と特定財源

ハード(道路、学校、庁舎など) 事業の財源構成

例:(道路、補助事業) 国庫支出金5——地方債4——一般財源1

(道路、単独事業) 地方債8——一般財源2

ソフト(人件費、扶助費、公債費、物件費等)

例:(生活保護、補助事業) 国庫支出金3——一般財源7

(人件費や公債費) 一般財源9 - 特定財源1

義務的経費

人件費、扶助費、公債費(法律または契約上支出義務のある経費)

人件費—ラスパイレス指数一本市は100

生産人口が減少する中で、将来的に役所の職員も減少するのが自然である。

—役所の生産性を上げなければならない。常に成果を求め、スピードを求める。

—総務省は人数を半分にせよ、それを考えよ、ロボット化、コンピューター化、

—デジタルトランスフォーメーション=職員が手間をかけることが費用に繋がる。

その街によって様式が違うので、お金が掛かるから国は標準化した。

扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、または、老人福祉法など、国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るために、独自の施策において支出するものがある。

公債費

・地方債の元利償還金

・地方債の借り入れた続き

協議制—原則協議制

届出制—以下の要件を満たすもの

① 実質公債費比率が18%未満であること

② 実質赤字額が0であること

③ 連結実質赤字比率が0であること

- ④ 将来負担費比率が都道府県及び政令指定都市にあっては 400%未満、一般市町村にあつては 350%未満である事。

許可制

- ① 財政健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合(財政健全化計画が必要)

- ② 実質公債費比率が18%以上 25%未満の団体(公債費適正化計画が必要)

プライマリーバランス=地方債のコントロール

歳入—地方債

歳出—公債費・・・地方債残高が減る・・・プライマリーバランスが黒字

地方債残高が増える・・プライマリーバランスが赤字

公債費の管理

*起債は、建設事業でなければならない。(地方財政法第 5 条) 表図化して将来を見ていく—じやその数を出すべきだ—ない—将来それでよいと判断しているか—計画がある—良

*予算審議の前に、中長期的な(大規模投資が予定されている場合は 10 年間)財政計画を公表させ、説明を受ける必要がある。

物件費

*賃金、旅費、役務費、委託料等の経費。

- ・公の施設の管理のための委託料が多額に。(公共施設の合理化の必要性=「公共施設等総合管理計画」)
- ・人件費が減少する代わりに賃金が増える?
- ・ICT システムの調査・導入・管理委託料は専門家の目で。また、クラウドの活用で効率化を。「標準化」、「共通化」がデジタル化のキーワード。
住基システムは国が統一仕様を作る予定
- ・プラン作成やコンサルティングなどは、安くすればいいというわけではない。知恵や技術、人的ネットワークなど、金銭では評価しにくいものもある。要は「個の能力」

補助費等(負担金、交付金を含む)

- ・補助金は公益上必要と認めた場合に支出する事が可能。
- ・補助費等が類似団体と比べて大きい場合は、特に大きな額になっている補助金を決算書で確認。補助の妥当性(公益上の客観的必要があるか)をチェック。
- ・補助金は、固定化する傾向にあり、定期的に見直す必要がある。
- ・各種団体への補助は、補助の成果を問う必要がある。特に人件費補助は、隠れ職員定数になる可能性がある。
- ・公営企業への繰り出し、一部事務組合に対する負担金は、「補助費等」に分類されているにで、通常の事業補助金や団体補助金とは区別して見ること。

繰出金

- ・主に公営事業会計に対して、一般会計から政策的理由により補填する経費

基準外繰出しの有無、有の場合の理由をチェック

地方公営企業法による企業会計の適用が義務つけられていない会計（介護保険事業会計、国民健康保険事業会計、下水道事業会計など）に対する繰り出しのみ計上。

繰り出し金の実態は、決算カード「公営事業等への繰出し」覧を参照

経常収費比率

団体の固定費割合

経常収費比率=経常経費充当一般財源等計

経常一般財源等計

毎年度決まって支出しなければならない経費に充当する事由に使える財源の合計

毎年度決まって収入になる自由に使える財源の合計

積立金

*財政調整基金

*減債基金

*特定目的基金

投資的経費

*新規の建設事業は減少。更新投資が必要になる時期が重なる傾向。一定の規模の投資が今後継続的に必要になる。それとともに施設の総合的見直し（統廃合）が必要に。

起債による地方債残高の増加に留意。推定将来負担比率、実質公債費比率によるコントロール。その為には中期的な財政運営計画が必要。

財政比較分析の仕方—1

議員としてコロナに負けずしっかりと働くべき、活動を行い、成果を出すにはお金もいるが知識も必要である。補正が当たり前であるが、減額補正も得るべき、財政は体形で回りを覚えること。

*財政状況資料集=総務省が各市町の資料をまとめているその資料に基づき説明を受けた。

財政比較分析の仕方—2

*1に続き財政状況資料集に基づき説明その基本は全2回分の説明が元であった。

調査・研修の成果・考察

(瀬戸市への反映・自己の能力開発への寄与等)

2日間財政上の用語の説明とその意味、運用などと、本市の決算カード、財政状況資料集を通じて説明を受けたが、講義の時間が短く感じるほど興味が湧いた。

今後予算決算、あるいは、委員会において財政上の問題について上記に示した点について質問や、提案を更に研究しながら発言していくべきであると感じた。

行程表

乗り換え案内ジョルダン <http://www.jorudan.co.jp/>

研修

※往復利用の場合は、往復料金を入力してください。

日付	出発駅	交通手段	片道 /往復	到着駅	距離		交通費							
					運賃	特急料金等	料金	料金	料金					
3年3月29日	小牧空港	飛行機	片道	福岡空港		km	12,610	円	円					
	福岡空港	地下鉄	片道	博多駅		km	260	円	円					
						km		円	円					
						km		円	円					
						km		円	円					
宿泊先名称					TEL		宿泊料金							
ホテルフォルツア博多					092-473-7111		9,700 円							
備考欄														

22,570 円

日付	出発駅	交通手段	片道 /往復	到着駅	距離		交通費							
					運賃	特急料金 等	料金	料金	料金					
3年3月30日						km		円	円					
						km		円	円					
						km		円	円					
						km		円	円					
						km		円	円					
宿泊先名称					TEL		宿泊料金							
ホテルフォルツア博多					092-473-7111		9,700 円							
備考欄														

小計 9,700 円

日付	出発駅	交通手段	片道 /往復	到着駅	距離		交通費							
					運賃	特急料金 等	料金	料金	料金					
3年3月31日	博多駅	地下鉄	片道	福岡空港		km	260	円	円					
	福岡空港	飛行機	片道	名古屋空港		km	12,610	円	円					
						km		円	円					
						km		円	円					
						km		円	円					
宿泊先名称					TEL		宿泊料金							
備考欄														

パック等による割引など

小計 12,870 円

円

宿泊費 合計

19,400 円

交通費 合計

25,740 円

申請額合計
(宿泊費+交通費-割引代)

45,140 円